

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 指定自治体の回答 | | 内閣府整理 | |
|------------------------|-------------------------|------|----------|--|---|-------|
| | | | 対応 | 理由等 | 内閣府コメント | 内閣府整理 |
| 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 | 特定保健用食品における審査基準の明確化 | 1801 | d | 国における検討の方向性については承知した。 規制改革実施計画に基づく検討に際しては、本提案の趣旨を踏まえて頂くようお願いするとともに、国での協議状況等について情報提供頂 きつつ、必要に応じ再度協議をお願いします。 | <p>【整理フラグ欄 内容】</p> i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの | |
| | | | d | 国における検討の方向性については承知した。 規制改革実施計画に基づく検討に際しては、本提案の趣旨を踏まえて頂くようお願いするとともに、国での協議状況等について情報提供頂 きつつ、必要に応じ再度協議をお願いします。 | 消費者庁は、自治体が要望する「特定保健用食品の審査基準の明確化」について、実現に向けて26年3月までに実施するとして おり、自治体も了承したことから、協議終了。 但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこととする。 | |
| | | | d | 国における検討の方向性については承知した。 規制改革実施計画に基づく検討に際しては、本提案の趣旨を踏まえて頂くようお願いするとともに、国での協議状況等について情報提供頂 きつつ、必要に応じ再度協議をお願いします。 | 厚労省は、自治体が要望する「特定保健用食品の審査基準の明確化」について、実現に向けて26年3月までに実施するとして おり、自治体も了承したことから、協議終了。 但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこととする。 | |
| 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 | 食品への表示が可能な栄養成分および機能性の拡大 | 1802 | d | 国における検討の方向性については承知した。 規制改革実施計画に基づく検討に際しては、本提案の趣旨を踏まえて頂くようお願いするとともに、国での協議状況等について情報提供頂 きつつ、必要に応じ再度協議をお願いします。 | 消費者庁は、自治体が要望する「食品への表示が可能な栄養成分および機能性の拡大」について、実現に向けて27年3月ま でに実施するとしており、自治体も了承したことから、協議終了。 但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこととする。 | |
| | | | d | 国における検討の方向性については承知した。 規制改革実施計画に基づく検討に際しては、本提案の趣旨を踏まえて頂くようお願いするとともに、国での協議状況等について情報提供頂 きつつ、必要に応じ再度協議をお願いします。 | 厚労省は、自治体が要望する「食品への表示が可能な栄養成分および機能性の拡大」について、実現に向けて27年3月ま でに実施するとしており、自治体も了承したことから、協議終了。 但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこととする。 | |
| | | | d | 国における検討の方向性については承知した。 規制改革実施計画に基づく検討に際しては、本提案の趣旨を踏まえて頂くようお願いするとともに、国での協議状況等について情報提供頂 きつつ、必要に応じ再度協議をお願いします。 | 厚労省は、自治体が要望する「食品への表示が可能な栄養成分および機能性の拡大」について、実現に向けて27年3月ま でに実施するとしており、自治体も了承したことから、協議終了。 但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこととする。 | |